

## 飯能市委託に関するプロポーザル実施要領

(平成22年3月1日決裁)

### 1 趣旨

本市の発注する委託業務について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### 2 定義

- (1) この要領において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者の公募又は選定をし、当該委託に係る実施体制、実施方針、企画技案等に関する提案書の提出を受け、提出された書類をもとに原則としてヒアリング又はプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方法をいう。
- (2) この要領において、公募型プロポーザル方式とは、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方法をいい、指名型プロポーザル方式とは、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方法をいう。

### 3 対象業務

プロポーザル方式の対象とすることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務
- (3) 価格のみによる競争では、期待する成果が得られないと認められる業務

### 4 プロポーザル方式による発注の決定

プロポーザル方式による発注を行おうとする場合は、事業担当課において事前に財政課及び契約検査課と協議の上、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「指名審査会」という。）に諮り、指名審査会において次に掲げる事項を決定する。

- (1) プロポーザル方式の採用に関する事項
- (2) 公募型プロポーザル方式による場合における参加条件に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者の選定に関する事項

#### (4) 選定委員会の委員の選定に関する事項

### 5 選定委員会

- (1) プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 選定委員会は、職員から選任する委員5名以上で構成し、うち2名以上の委員は部長級職員から選任する。また、選定委員会の委員長は、事業担当部長をもって充てる。ただし、事業担当課が部に属さない場合は、選定委員に選定された部長のうちから委員長を選任する。
- (3) 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - ア 受託候補者の特定に関すること。
  - イ 募集要領又は実施要領の策定に関すること。
  - ウ 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱い等受託候補者の特定に必要な事項の設定に関すること。
- (4) 選定委員会の庶務は、事業担当課において行うものとする。
- (5) 事業担当課は、選定委員会の議事内容を記録するものとする。

### 6 資格審査

プロポーザル方式への提案者は、次に掲げる資格要件等を満たすものでなければならない。

- (1) 飯能市物品等の買入れ等の競争入札参加者の資格等に関する規程（平成14年告示第48号）に基づく飯能市物品等入札参加者名簿に掲載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 次のいずれかの日において、飯能市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成12年告示第25号）の規定による指名停止措置又は飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の規定による指名除外の措置を受けていない者であること。
  - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公募の開始の日から受託候補者の特定の日まで
  - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生

手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

#### 7 公募型プロポーザル方式における募集要領の公表等

事業担当課は公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を記載した募集要領を、ホームページへの掲示、公告その他の方法により公表するものとし、公表の期間は3週間以上とする。ただし、特に必要がある場合は、公表の期間を2週間まで短縮することができる。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案限度価格、その価格の公表の有無その他金額に係る条件
- (3) 提案書提出者に要求される資格
- (4) 契約締結までのスケジュール
- (5) 参加表明書提出の期限、場所及び方法並びに資格審査に関する事項
- (6) 質問提出の期限、場所及び方法並びに回答方法
- (7) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (8) 提案に係る費用及び提案書等の取扱いに関すること。
- (9) 受託候補者を特定するための手続、評価基準及び評価方法
- (10) ヒアリング等の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項
- (11) 参加表明書を提出した者が1者であった場合の受託候補者の特定に関すること。
- (12) 評価が同点となった場合の措置
- (13) その他必要と認められる事項

#### 8 公募型プロポーザル方式における参加表明の手続

公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、前項の募集要領において指定する日までに、参加表明書を事業担当課に提出しなければならない。

#### 9 指名型プロポーザル方式における指名業者の選定

- (1) 事業担当課は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から、指名

審査会の審議結果に基づき、提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を選定するものとする。

- (2) 提案書の提出要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、業務の性質上、要請者に対面で説明しなければ適切な提案が行われぬおそれがあるときは、要請者が一同に介さない方法で、各要請者に対し説明を行うものとする。

#### 1 0 指名型プロポーザル方式における指名の通知

事業担当課は、要請者を選定した場合は、速やかに指名通知書に次に掲げる事項を記載した実施要領を添付して当該要請者に対し通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案限度価格、その価格の公表の有無その他金額に掛かる条件
- (3) 契約締結までのスケジュール
- (4) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (5) 質問提出の期限、場所及び方法並びに回答方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) 提案に係る費用及び提案書等の取扱いに関する事。
- (8) 受託候補者を特定するための手続、評価基準及び評価方法
- (9) ヒアリング等の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項
- (10) 提出意思確認書を提出した者が1者であった場合の受託候補者の特定に関する事。
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他必要と認められる事項

#### 1 1 指名型プロポーザル方式における提出意思の確認

指名型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、前項の実施要領において指定する日までに、提出意思確認書を事業担当課に提出しなければならない。ただし、選定委員会において提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 1 2 選定委員会の審査

- (1) 選定委員会は、委員の定数の5分の4の出席をもって成立する。
- (2) 委員は、評価基準に基づき、独立して提案書又はヒアリング等を実施した場合における提案の評価を行う。
- (3) 委員は、選定委員会において評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並

- びに評価基準について確認することができる。この場合において、提案書又はヒアリング等に基づく提案の優劣については、審議することができない
- (4) 選定委員会は、委員の評価に基づく採点の合計点により提案者の中から1位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。
  - (5) 委員は、選定委員会で集計した合計点について、自らの採点が適正に反映されているかについて確認しなければならない。
  - (6) 選定委員会は、第4号に規定する決定を行ったときは、指名審査会に対し、評価結果を報告するものとする。

### 1.3 指名審査会の審査

- (1) 指名審査会は、選定委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。
  - ア 委員の採点が適正に行われたこと。
  - イ 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
  - ウ 非特定結果通知書に記載する理由
  - エ その他必要な事項
- (2) 指名審査会は、前号の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、選定委員会が1位として決定した者を受託候補者として特定するものとする。

### 1.4 受託候補者特定の通知

- (1) 事業担当課は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）に対してはその旨を、特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、理由を付してその旨を通知するものとする。
- (2) 非特定者は、結果通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内に、書面により非採用理由についての説明を求めることができる。
- (3) 事業担当課は、非採用理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に、書面により回答するものとする。

### 1.5 契約の締結

契約検査課は、飯能市契約規則（平成12年規則第1号）の規定に基づき、随意契約により特定者と契約を締結するものとする。

### 1.6 特定結果の公表

事業担当課は、前項の規定による契約の締結後、受託候補者の特定の結果について公表するものとする。

#### 17 その他

この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

##### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則(令和6年2月16日決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。